

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議  
(第39回)

議 事 録

日 時：平成28年11月14日（月）午後2時30分開会  
場 所：P C B 処 理 情 報 セ ン タ ー

## 1. 開 会

### 【事務局】

定刻前ではございますが、皆様おそろいでございますので、ただいまより北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催させていただきます。

本日は、皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課の土肥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、真柄委員長は体調不良によりまして、急遽、出席できなくなりましたので、ご報告させていただきます。

本日の会議は、おおむね16時30分ごろをめでに終了したいと考えてございますので、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

また、皆様へのお願いでございますが、本会議は議事録を作成し公表しておりますので、ご発言の際には必ずマイクをご使用いただきますようお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局の湯谷局長よりご挨拶を申し上げます。

### 【湯谷局長】

北海道環境生活部環境局長の湯谷でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、近隣市からは、登別市、伊達市、オブザーバーといたしまして、環境省、中間貯蔵・環境安全事業株式会社からもご出席をいただいております。

本日は、第39回の監視円卓会議でございます。前回の会議から約5カ月が経過しての開催になりましたが、本年度に入り、北海道事業につきましては、特に大きな問題もなく、順調に処理が進められているところでございます。

本日の会議では、JESCOから、この間の事業の進捗状況や労災の発生等がありましたので、トラブル事象等について説明していただくほか、事務局から環境モニタリング結果等についてご報告させていただきます。

また、PCB特別措置法の改正を踏まえまして、処理期限内での確実な処理完了に向けまして、PCB廃棄物処理基本計画が7月に改正されております。その概要についても環境省からご説明いただくことになっております。

道といたしましても、国の基本計画の改定を踏まえまして、PCB廃棄物処理計画の今年度内の改正に向けて作業を進めているところでございまして、これまでどおり、安全確実な処理を基盤とした計画的な処理を推進しつつ、期限内の早期処理完了に向けた方策などについて、所要の見直しをしていきたいと考えているところでございます。

今後、素案が出てきた段階で委員の皆様方のご意見もお伺いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

このような中、新聞でも報道されたところですが、8月に道内においてPCB使用安定器からの漏えい事故が相次いで発生いたしました。その経過と道の対応状況につきましてもおあわせてご報告させていただきます。

本日は、限られた時間ではございますけれども、委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

続きまして、本日、オブザーバーとしてご出席いただいております環境省産業廃棄物課の中尾課長よりご挨拶をいただきたいと思っております。

#### 【環境省】

環境省産業廃棄物課の中尾でございます。

委員の皆様方におかれましては、PCB廃棄物の処理の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき、まことにありがとうございます。

PCBの処理事業につきましては、安全の確保を大前提として、一日も早く確実に処理を完了することが極めて重要だと考えております。

本日、ご説明の機会をいただいておりますけれども、ことしの通常国会におきましては、PCB特措法の改正案を提出させていただきます。期限内の処理に向けて、制度面での礎は整ってきたと考えております。

今後は、関係者の連携によりまして、掘り起こしの強化を図っていくことが非常に重要な課題だと考えており、現在、力を入れているところであります。

環境省としても、引き続き努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力を賜りますよ、よろしくお願いいたします。

#### 【事務局】

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は、吉田副委員長にお願いいたします。

## 2. 議 事

#### 【副委員長】

本日は、真柄委員長が急遽欠席となりましたので、私が代理で議事進行をさせていただきます。

きます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最初に、配付資料の確認を事務局にお願いいたします。

#### 【事務局】

事務局の北海道庁循環型社会推進課の橋と申します。よろしくお願いいたします。

配付資料の確認をさせていただきます。

まず、一番上に次第がございまして、その次に出席者名簿、配席図がついております。

その後、資料1として、前回の第38回円卓会議の議事録がついております。資料2は資料2-1から2-8までございまして、資料2-1がPCB廃棄物処理事業の現況、資料2-2が北海道事業の進捗状況、2-3が稼働状況、2-4がトラブル事象等について、2-5が総合防災訓練の実施結果についてでございます。資料2-6が平成28年度の環境モニタリングの測定結果、資料2-7が平成27年度までのモニタリング結果を取りまとめた資料です。そして、資料2-8は、立入検査の状況についての資料です。続いて、資料3は環境省に作成いただいた資料でございます。

ここで、1枚、追加資料として、LED照明導入事業についての資料がありますが、こちらも環境省におつくりいただいた資料です。あわせてお読みいただければと思います。

また、参考資料は2種類ありまして、参考資料1として北海道PCB廃棄物処理事業だよりのナンバー33、参考資料2として道内で発生した漏えい事故の概要についてです。

資料の不足や読みにくいものがありましたら、随時、事務局までご連絡いただければと思います。

以上でございます。

#### 【副委員長】

それでは、早速、議事を進めたいと思います。

まず、1番目は、第38回監視円卓会議の議事録についてです。

お手元の資料1におつけしておりますが、あらかじめ事務局からお送りして内容を確認していただくことになっているのですけれども、特にご意見がなければこれで了承していただくことでよろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

#### 【副委員長】

ありがとうございます。

それでは、2番目の議題に移りたいと思います。

北海道事業の進捗状況についてであります。資料2-1から2-5について、J E S C

〇からご説明をいただきます。

### 【JESCO】

ご説明をさせていただく前に、私から、一言、御礼を申し上げたいと思います。

本日、真柄先生が体調不良のため急遽欠席とのことでございますが、委員の皆様、地元の関係者の皆様、室蘭市当局の皆様、北海道環境生活部の皆様方、環境省の中尾課長を初め関係者の皆様、日ごろよりPCB北海道事業につきましてご指導、ご鞭撻をいただきまして、ありがとうございます。

既に北海道の環境局長や環境省からのご挨拶にもございましたように、今般、PCB特措法が改正され、施行されました。同時に、国のPCB廃棄物処理基本計画も改定され、JESCOの事業基本計画も改定させていただきました。

これらの一連の措置によりまして、PCBの最後の機材まできちんと処理をしていこうということで、国や先生方のご指導のもと、JESCOとしても、最後の段階をしっかりと見据えまして、一日でも早く安全確実な処理が進むよう、さらに努力をしてまいる所存でございます。

きょうは、定例の事業の進捗報告を予定しておりますが、先ほど話もございましたように、北海道事業として大きなトラブルもなく操業できております。皆様のおかげと感謝をいたしております。引き続き、気を引き締めてPCB廃棄物の処理を進めてまいります。JESCOとしましても、今後の長期的な処理の見通しを策定し、毎年度公表することとされております。本年度から公共事業エリアの安定器その他汚染物を北海道事業所に受け入れて処理を開始したところでありますが、期限内処理の完遂へ向けまして、随時、この監視円卓会議でもご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願います。

本日は、限られた時間ではございますが、これらの議題を含めましてご出席の皆様方から北海道事業の進め方について忌憚のないご意見を頂戴できたらと思います。

本日はよろしく願います。

説明に入らせていただきます。

### 【JESCO】

北海道事業所所長の松本でございます。

まず、お手元の資料2-1からご説明させていただきます。

これは、通常どおり、全国5カ所の事業の現況になります。

特別、追記したことはございませんが、1点だけ、1ページ目の①の北九州事業の一番最後の行ですが、平成28年7月26日から受け入れ再開と書いております。北九州事業のベンゼン事案に関しては、前回もこの場でご報告させていただきましたが、その後、関係者の確認により、7月末より事業を再開させていただいております。この間、北海道事

業の関係者の皆様方にもご心配をおかけしましたことを重ねておわび申し上げます。

続きまして、資料２－２の北海道事業の進捗状況です。

こちらも従来どおりですが、一番最後の８ページに、平成２８年６月２日の前回の円卓会議以降のイベントについて追加記載しております。この中で、７月及び９月１５日に、操業にはかかわらないのですが、工事中のトラブルが発生しております。こちらについては、後ほど別の資料でご説明いたします。

さらに、下から２行目の９月２１日に、毎年恒例行事になっておりますが、公設消防を交えての総合防災訓練をしております。こちらについても、後ほど別の資料でご説明させていただきます。

続きまして、資料２－３の稼働状況です。

１ページ目が当初説明の受け入れ状況です。この表でご説明申し上げますが、一番上の変圧器類、コンデンサー類は、これまでトランス類と記載しておりましたが、ことしの法改正により、用語の統一、見直しを行った関係で、今回からこのように言葉を変えさせていただきます。中身については同じでございます。

１ページ目が受け入れ状況です。めくっていただきまして、２ページ目の上の表が当初施設での処理の状況です。黄色のところは処理した実績になります。変圧器類ですと３，３６８台、コンデンサー類ですと５万１５２台ということで、それぞれＪＥＳＣＯの登録台数に対する処理の進捗率は８１．４％、８３．６％という形で徐々に数値は進んできております。

次の３ページは、上の表が純ＰＣＢで、油の処理をして重量実績で、下の表は有価物です。ＪＥＳＣＯがお金をいただいて、有価物として外部の業者に払い出した実績になります。

続きまして、４ページになります。

上の表と真ん中の表はＪＥＳＣＯからお金を支払って払い出した産業廃棄物の実績となります。

下の表は、無害化認定施設で、ＰＣＢ濃度が５，０００ｐｐｍ以下のものを無害化認定施設に出した実績となります。これらも処理が進むにつれて実績を積み重ねてきております。続きまして、５ページ目になります。

今度は増設施設の実績になります。

５ページ目が受け入れ状況で、前回の円卓会議から、この春から受け入れを開始しました１都３県に関して枠を別に設けて受け入れた数字を示しております。

続きまして、めくって６ページ目になります。こちらの上の表が増設施設で、処理した実績になります。こちらも１都３県と従来の１道１５県と分けて数字を記載しております。

真ん中に小さな表がございますが、１道１５県での進捗率、ＪＥＳＣＯに登録いただいている量に対する進捗率が６１．２％、１都３県は前回よりも少し進みまして５．１％、

両方を足した数字で33%となっております。

最後の7ページは、同じく増設施設から産業廃棄物として払い出しているスラグ、ばいじんの実績になります。

ここで、口頭で補足させていただきます。

処理の進捗率は、先ほど申し上げましたように、表で8月末時点の数字を示しておりますが、ことしの法改正も含めて登録が徐々に進んできているところです。今後、処理対象量の精査、長期的な処理の計画についても徐々に検討を進めてきているところでありますので、追って、この場で最新の情報で対象量と処理計画の見通し等をご報告させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

資料2-3は以上でございます。

引き続き、資料2-4になります。

### 【JESCO】

JESCO北海道事業所安全対策課の中尾でございます。

私から、資料2-4と資料2-5についてご説明させていただきたいと思っております。

今、資料2-4の別添の概要版の印刷をかけていますので、資料2-5についてご説明させていただきたいと思っております。

平成28年度における総合防災訓練の実施結果についてでございます。

今回は当初施設と合同施設の合同で実施しております。今年度の総合防災訓練について、当初と増設と合同で実施していますので、それについてご報告したいと思っております。

本年度については、9月21日に実施しております。例年どおり、公設消防のご協力をいただきまして、JESCO、MEPS、その他となっているのは協力会社も今回は点呼等をとりましたので、その人数でございます。

訓練の目的ですが、緊急地震速報を受信したということで、室蘭市内は震度4、増設施設にてアンモニア漏えい発生、増設施設で火災発生、当初施設で攪拌洗浄装置から液が漏れて、作業員が被液して負傷しているという状況で訓練を行いました。

概要につきましては、次の写真をごらんください。

上段が緊急地震速報を受信した後の避難状況と、増設の駐車場において自衛防災隊を立ち上げたところでございます。

2段目のところは、初期活動でございまして、災害通報の指示や、中段に行きますと、3階からオリローという機械を用いて、アンモニア漏えいを想定して、中を通っての避難ができないということを踏まえての脱出訓練をしております。

右側には、消火班による自衛消防隊による放水消化の状況を写真で添付しております。

3段目からは、公設消防の活動でございまして、消防車が到着後、公設消防隊に指揮権を移譲し、公設消防による消火活動、除染テント設営による負傷者の救出、除染活動等を行っております。

最後のほうは、一連の訓練が終了し、訓練の終了報告、きょういらっしゃっている方々

も何名か見ていただきましたが、来賓者の見学風景と最後の講評の状況を示しております。

最後に、前のページに戻りまして、主な反省事項としましては、救急搬送におきましては、今までは負傷者のみが救急車に乗るという想定で行って行りましたが、一般的には、我々の職員もしくは負傷者の上司も一緒に行って作業状況等も救急隊に説明するそうでございますので、そういう状況において、我々のほうから J E S C O もしくは M E P S の職員が救急車に同乗して行くべきであるという反省が出ており、それについて次回以降に反映したいと思っております。

また、来賓の方への解説についても、J E S C O の説明だけではということで、次年度以降は公設消防からも解説員を出していただくことをご了解いただいております。

続きまして、資料 2 - 4 についてご説明いたします。

まず、トラブル事象等につきまして、前回の監視円卓会議以降に公表したトラブル事象は 2 件でございます。1 件目は、増設施設におけるプラズマの補修工事における腰痛の発生でございます。

今お配りした別添 1 をごらんください。

1 枚めくったところの写真をごらんいただいたほうがわかりやすいと思います。

定期補修工事を行っていたのですが、そのときに作業員がキャストブルと呼ばれる 25 キロのセメント袋を一人で持ち上げた状況がありました。そのときに、その作業員はもともと腰痛持ちであったということで、腰を痛めまして、そのままうずくまってしまいました。

それから、J E S C O にも連絡が入りまして、被災者の会社の車で市内の整形外科に搬送しております。

診断結果は、腰痛症で湿布処置を行い、自宅安静ということで、翌日、通常どおり出社したということで、不休災害となっております。

再発防止対策としましては、この作業を行うに当たって、ローラーコンベアを設置して、それによって移動させてはどうかという検討をしたのですが、結果として、2 ページの下にありますとおり、スペースが狭くなったとか、逆に工程が一つふえて作業に時間を要するようになってしまいました。それよりも、2 人作業で確実に 25 キロのセメント袋を持つほうが効率的であるということで、それを恒久対策としております。

2 件目につきましては、9 月 15 日に、これも増設施設ですが、足場用パイプの荷おろし作業における右頬部の打撲及び挫創という労働災害でございます。

1 件目は、管理区域レベル 2 のプラズマ炉室で発生しましたが、本件はプラズマ補機室という管理区域外のところでございます。

こちら、2 のページの写真を見ていただいたほうがわかりやすいかと思います。

定期点検の開始に当たり、トラックで足場材の搬入を行って行きました。そのパイプをトラックの荷台からおろすときに 6 名で作業をしていました。配置としては、トラックの



荷台2名、中継車が2名、床置きの方が2名で、被災者は床置きのトラック側の方でございました。

何本かおろす作業をしているときにタイミングがずれてしまって、パイプの先端を頬にぶつけてしまって出血があったということでございます。

その後、被災した本人は流血している認識がなく、そのまま作業をしてしまったのですが、後から血を流していることに気がついて、被災者を日鋼記念病院に搬送しております。

診断結果は、右頬部の打撲及び挫創ということで、当日は自宅安静とし、翌日、他作業現場で作業に従事し、不休災害となっております。

本件は、密集している中で作業をしていたこともあり、作業者の配置の改善や、声かけをせずにやっていたということですので、声かけをして作業をするように改善しております。また、このようなことについて、定期点検中でもありましたので、作業員に安全教育をして、再発防止策を徹底したところでございます。

続きまして、資料2-4の下ですが、不具合事象等についてです。

前回の円卓会議以降の約6カ月間につきまして、北海道及び室蘭市に34件の不具合事象と24件の不具合事象未満を報告し、当情報センターにて公表しているところでございます。

私からは以上です。

#### 【副委員長】

ありがとうございました。

ただいまのご説明内容に対してご意見等がございましたらよろしく申し上げます。

#### 【〇〇委員】

資料2-3の稼働状況の増設施設の関係のところですか。

産業廃棄物払い出し実績というものがありますが、有価物の払い出しというのはないのですか。有価物の払い出しはここでは起らないのでしょうか。

#### 【JESCO】

増設施設から、スラグ、ばいじんとも、お金を支払って最終処分という形で契約しております。例えば、当初施設のように、アルミならアルミだけとか、銅なら銅だけという形で残渣として出せれば、当初施設と同様に有価物として出すことができるのですが、増設施設の場合はスラグという形で炉から一体として残渣が高温で払い出されるということで、容器に入った状態で産業廃棄物として出しております。

#### 【〇〇委員】

有価物が出るような気がしていたのです。これは、初めから有価物はないという説明をされていたのでしょうか。

**【JESCO】**

最初のころは、北九州の事業でもそうなのですが、有価物としてではなく、中に含まれている有価の金属類を回収できる場所を探しておりました。しかし、北海道近辺でスラグから有価物を出せる場所が明確にないため、現在は苫小牧ですが、最終処分の業者に出している状況です。

**【〇〇委員】**

稼働の説明で、金属のほうが下に沈み、スラグが上にあるという絵があって、そこから金属が流れ出る絵もあったように思ったので、有価物が出ると期待していたのです。そういうことにはならず、ごっちゃになるということですね。

**【JESCO】**

厳密に申し上げますと、今、委員がおっしゃったように、金属とスラグでは比重差で底のほうにたまる傾向がございます。ただ、JESCOにある段階ではそれを分別するところまでやっていません。厳密には、今、苫小牧の業者に出していると言いましたが、苫小牧の業者のほうで、スラグの廃棄物として受け取った後に、あくまでも産業廃棄物業者の作業としてやっているのですが、ばらして処分場に入れるときに、底にたまっている金属類がとれるようであれば有価物として回収しているとは聞いております。

**【副委員長】**

私から1点ですが、先ほど防災訓練のご説明をいただきました。これは、万が一、中で作業している方が出てきたときに、除染のテントとありますが、ここでいう除染というのはどんなことをやられますか。上から何かを吹きつけるとか、除染の中身を教えてください。

**【JESCO】**

除染テントの中では、水による除染を主としております。

**【副委員長】**

当然、作業着はできるだけ脱がせて、もし体にそういうものがついていたら拭き取るのを除染と呼ぶのですか。

**【JESCO】**

そうです。事前に作業着等は切り取って中に搬送します。当然、使用した水はPCBが含まれている水ということで、全て回収して処理することとしております。

**【副委員長】**

ありがとうございました。

先ほど〇〇委員からご質問があった稼働状況を見せていただいても、1都3県から出ているのは5%ということで、進捗率はことしの4月からなので初期だと思いますが、ここから先、受け入れ量がふえて、1都3県のほうがどんどん進んでいくことになるのでしょうか。このままだと、最後に残るのが1都3県というのが見えるのです。

**【JESCO】**

対象物、量を1都3県と1道15県を比べたときに、1道15県のほうが先行して進んでおりますので、ここ二、三年くらいで北海道事業エリアのものは全て処理を終えるのではないかと考えております。それ以降は、計画処理完了期限まで1都3県のものが中心になると考えております。

**【副委員長】**

ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

**【副委員長】**

ほかにご質問、ご意見がなければ次に進みたいと思います。

続きまして、環境モニタリングの結果及び立入検査の実施状況について、報告をお願いします。

**【事務局】**

資料2-6から2-8までについてご説明いたします。

まず、資料2-6の平成28年度環境モニタリング結果についてでございます。

資料中、太い線で囲っているところ、月で言うと4月から8月分までが前回の会議以降に確定した数字となっております。

資料1 ページ目の輪西地区のベンゼンの値をごらんください。

6月が4.1マイクログラム/立米となっており、環境基準値の設定値である3マイクログラム/立米の値を超えております。

この点につきましては、前回、〇〇委員から指摘を受けておりますので、資料2-7において、別途、詳細に説明させていただきます。

その他については、基準値等からは十分に低い値となっており、特に問題となる値は検出されておりませんでした。

続いて、資料 2-7 をごらんください。

これは、平成 27 年度までの北海道 PCB 廃棄物処理事業における大気環境モニタリング測定結果についてまとめたものです。まず、1 番目はベンゼンについてです。

図 1 をごらんください。

これは、輪西地区における大気中のベンゼン濃度を月別に平成 18 年度から 27 年度までの測定値を重ね合わせております。これは何をしたのかというと、季節による傾向があるのではないかと考えて並べてみたのですが、特段、季節による影響はここでは認められませんでした。

それではということで、(2) の図 2 で示しておりますのは、風向と関係があるのかということで、風向とベンゼン濃度の関係を比べてみております。

点線の赤線で囲っておりますとおり、西北西から西の風のときにベンゼン濃度が比較的高い傾向が認められました。これは、輪西測定局の西北西の方角にある臨海工業地帯の影響であると考えております。

ページをめくって、図 3 をごらんください。

これは、輪西測定局における、JESCO ができる前の平成 10 年から平成 27 年までの間のベンゼン濃度の年平均値の推移を示しているものでございます。

平成 10 年のときは環境基準を大幅に超える 11 マイクログラム/立米という数字が出ておりました、平成 15 年まで 3 マイクログラム/立米、環境基準値を超えている状況でしたが、翌年度から環境基準を満たし、それ以降は環境基準を超えることがないという状況が維持されております。

ベンゼンは、排出源のベンゼンの発生量の抑制対策が、固定排出源もそうですし、ガソリン中のベンゼン濃度の低減措置もこの間に行われておりますので、平成 10 年からずっと下がってきている状況があったと考えられます。

そして、前回の会議においてご質問がありましたベンゼンの環境基準値は、その月々の測定値で評価するのではなく、年平均で評価しますとご説明しましたが、その理由についてご説明できておりませんでしたので、改めて整理してご報告させていただきます。

(3) の環境基準の設定根拠等についてという中ほどのところをごらんください。

まず、ベンゼンの健康影響についてですが、高濃度のベンゼンにさらされると、造血器官に障害を引き起こし、貧血などの症状が出るということが報告されております。

低濃度の場合ですと、疫学研究において白血病を引き起こす原因となるという報告がございます。環境基準につきましては、この低濃度のベンゼンの影響を踏まえて、人がベンゼンを取り込んだときの発がんリスクを推計しております。

具体的に申しますと、生涯にわたって、これは 70 年間を想定しておりますが、70 年間にわたってその値のベンゼンを取り込んだ場合に、取り込まなかった場合と比べて 10

万人に1人の割合でがんを発症する人が増加する水準以下と設定されております。

したがって、70年間吸った場合、発がんのリスクが10万人に1人ふえるということですので、短期間、1カ月というレベルで超過したことをもって直ちに健康に影響が出るという心配は極めて少ないと言えます。

次に、2として、PCBの環境モニタリングの測定結果について取りまとめております。

平成18年以降の測定結果は、図4に当たります。上下動を繰り返したグラフになっていますが、全体を見ると平成18年から徐々に減少傾向を示しております。これは、PCBの適正処理が進んでいる結果と考えられます。

大きな年間の変動については、温度のグラフが黒点線であわせて示されていますが、温度と一緒に動いているのがおわかりいただけると思います。これは、PCBが半揮発性の物質でありますので、温度が高い夏には大気中に揮散する濃度が高くなり、冬には揮発せずに濃度が低くなるためと考えられております。

次に、3番目として、ダイオキシンの平成18年以下の測定結果についてでございますが、図5をごらんください。

これも上下動を繰り返しながら、全体としては低減していっているという低下傾向が認められます。これについては、ダイオキシンの排出源の対策が進んでいる結果だと思われま

す。この年間の変動を見ますと、気温の上昇と逆の動きをしているのです。気温が下がれば高くなり、気温が上がれば低くなるという動きをしております。

これは、冬季における燃料消費量の増加や大気安定度に影響していると考えられております。なお、この傾向は室蘭市に限ったものではなく、道の環境科学研究センターの報告によりますと、札幌市での継続的な測定を行っておりますが、同様にPCBは温度と一緒に高くなって、低くなってという傾向を繰り返します。ダイオキシンについては、その逆の傾向で、冬に高く、夏に低いという同様の傾向が認められております。

続きまして、資料はございませんが、ベンゼン以外についても前回の会議で委員からご指摘やご提案をいただきましたので、その対応状況について報告させていただきます。

まず、PCBの保管状況に、報告させるに当たって、写真が添付されてはどうかという提案がありました。このたび、道の管理指導要領の改正におきまして、年2回の自主点検を行うこととされたおり、そのときに写真を添付させることとしております。そのように変更することを考えております。

次に、安定器の掘り起こしについてですが、建築基準法の届け出リストを活用してはどうかであるとか、ホテルの業界のルートを使って周知してはどうかとか、まずは室蘭市においてそれをモデル的にやってみたらどうかというご提案をいただきました。

これにつきましては、現在、室蘭市の多大なご協力を得ておりまして、リストを取りまとめる準備を進めておりまして、まずは室蘭市で先行してリストづくりを進めたいと思っ

ております。

そのリストを解析して、例えば、一定の業者の傾向ですね。この業者は持っている傾向があるということであれば、各業界の組合を通じた通知を行って、効果的、効率的な方法を検討し、それを全道に展開していきたいと考えております。

そのほかのご提案としましては、札幌市などの政令市の参加についてです。

これは、実際に8月に広域協議会、加えて国と道の共同開催である早期処理関係者連絡会も8月に実施しましたが、8月の会議から政令市への参加の呼びかけを行っておりまして、数カ所の政令市の参加を得ているところでございます。

今後につきましても、広域協議会においては政令市にご案内して、ともに情報交換、連携に努めてまいりたいと考えております。

そのほか、これは副委員長のご指摘だったと思いますが、排出源のモニタリングの方法についてでございます。J E S C Oが行うモニタリングに道のモニタリング時期を合わせてクロスチェックを行ってはどうかというご提案をいただいております。

これについては、11月のモニタリングということで、まさに会議の後に実施を予定していますが、そのモニタリングとできるだけ時期を合わせて測定を行うこととしております。

ただ、モニタリングの担当からの提案によると、完全に同時に同じガスを引いて分析することは難しいという状況がありますので、排出ガスの濃度が常に大きく変動しているということですから、あえて時期をずらして測定することでJ E S C Oの測定の空白期間を道の測定で埋めていく、交互にやっていくモニタリングをするという考え方もあるのではないかという逆の提案もありました。

これについては、11月の測定結果を踏まえまして、来年度のモニタリング計画の検討に生かしたいと考えているところでございます。

以上が前回宿題をいただいた内容についての検討状況でございます。

続きまして、資料2-8をごらんください。

こちらは、J E S C Oへの立入検査状況についてまとめたものですが、前回の円卓会議から行ったものについては、計5件の立入検査を実施しております。

立入検査の目的としましては、工程変更に伴って実施しました立入検査が2件、先ほどJ E S C Oから報告がありました労災の発生に関するものが2件、排出源のモニタリングの状況確認を1件実施しております。

指摘事項としては、労災への対応のほか、6月に北九州事業所の倉庫で保管していたドラム缶から廃液の漏えい事故がありましたので、それが水平展開されているかということや、特に液状の廃棄物の早期処理について留意するよう助言を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

**【副委員長】**

ありがとうございました。

資料2-6、2-7、2-8についてご説明いただきました。

途中で保管の関係のお話がありましたが、後半のほうで環境省から特措法に関連してお話がありますので、今はモニタリングの記載内容について皆様からご意見等をお願いいたします。

まず、ベンゼンに関するところは、〇〇委員からご指摘をいただいて、ピークがあったということです。この辺のご説明はいかがでしょうか。

先ほどご説明いただいた資料2-7で、平成10年くらいはかなり高い状況だったのですが、そこから劇的に下がっていることはよくわかります。平成12年に新たな法律の改正があって、そこから劇的に下がっているのだと思います。その後、平均値はいいのですが、時々ピークが上がることもありまして、これは風向の関係であるというご説明でした。

PCBについては、先ほどお話しいただいたように、夏はPCBが気体になって空気中に逃げていくので夏は高いということです。ダイオキシンのほうはわかりませんが、冬に灯油も含めていろいろな焼却が多くなるということがあるのかもしれませんが。

ご質問、ご意見はありませんか。

モニタリングのクロスチェックは私から話したのではないかと思います。先ほどおっしゃっていただいたように、サンプリングの間隔が結構長いので、むしろ少しずらしてやったほうがいいというのは、そのとおりだと思います。2年に一度とか、クロスチェックをして、そのデータの一致度をどこかでチェックされれば、その後、しばらくずらしていくということでいいと思います。一度くらいは、同じサンプルで、同じ時期に測定して、同じデータが出るかどうかを確認されたほうがいいのではないかとのご提案です。

クロスチェックの意味で言うと、1回くらいでいいので、時期をずらしたほうが測定する空白期間がないですから、いいと思います。

**【事務局】**

11月は、同時進行でやらせていただくことを考えております。

**【副委員長】**

掘り起こしについては、後半の議論に譲りたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

**【副委員長】**

それでは、次の議事に進みたいと思います。

議事（３）ＰＣＢ廃棄物処理基本計画の改定についてです。

こちらは、環境省から資料３についてご説明をお願いいたします。

#### 【環境省】

環境省産業廃棄物課ＰＣＢ担当の福井と申します。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

資料３に基づいて説明いたします。

ＰＣＢ特別措置法の改正についてという資料です。

法律の改正内容については、６月の会議でおおよそご説明させていただいておりますので、詳細の説明は割愛しながら、振り返りのところも含めてご説明をさせていただきたいと思ひます。

１枚おめくりいただきまして、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の概要というページがございます。こちらにつきましては、前回ご説明しました内容のとおりで、８月１日から施行させていただいております。

振り返りとして、法律の概要についてだけご説明させていただきますけれども、大きく４点の改正がされたことをご報告いたします。

まず一つ目は、ＰＣＢ廃棄物処理基本計画の閣議決定でございますが、こちらにつきましては、ＰＣＢ廃棄物の処理を進めていく大方針である基本計画を環境大臣が定めていたものを政府一丸となって取り組むため、閣議決定の計画に格上げし、７月２６日に閣議決定しております。こちらの内容は、後ほどご説明いたします。

２点目としまして、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分の義務づけでございます。

こちらは、保管事業所が保管しております高濃度ＰＣＢ廃棄物を計画的処理完了期限より１年前に処分を義務づけるということで、義務違反に対しては改善命令ができることとするとしております。命令違反があった場合には、罰則として３年以下懲役または１，０００万円以下の罰金刑も設けております。

また、重要な点としまして、今回の改正にあわせて使用中の高濃度ＰＣＢ使用制限につきましても、所有事業者に対して計画的処理完了期限の１年前に廃棄を義務づけることとしております。

電気事業法の電気工作物に該当するものにつきましては、電気事業法でＰＣＢ特別措置法と同様の措置をとるということで、こちらについても施行しており、関係内規まで含めますと１２月１日に完全施行される予定でございます。

３点目としまして、報告徴収・立入検査権限の強化でございます。

ＰＣＢ特別措置法に基づく届け出がされていない事業者、その保管のおそれがある事業者につきましても、高濃度ＰＣＢ廃棄物等について都道府県等が事業者への報告徴収・立入検査ができるということで、こちらは先ほどから議論になっている掘り起こし調査につ



きまして、こういう法律の権限も用いて取り組みを加速化していただくという規定を設けております。

最後に4点目ですが、高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行でございます。

高濃度PCB廃棄物の処分につきましては、一時的には保管事業者様に行っていただくものですが、現在でも保管事業者の所在がわからなくなっているという事態がございますので、最終手段として都道府県等が高濃度PCB廃棄物の処分に係る代執行を行うことができるという規定を設けております。

1枚おめくりいただきまして、こちらについても既にご説明のところですが、高濃度PCB廃棄物の処分、期限内の処理完了に向けまして大きく三つのステップが必要であるということで、下の図ですが、高濃度PCB廃棄物及び使用中の高濃度PCB使用製品の掘り起こし調査が完了し、全てが把握されること、これが何より第一に必要であるということにしております。2点目として、私用中の高濃度PCB使用製品が全て使用を終了することです。この2点を受けまして、届け出がなされた全ての高濃度PCB廃棄物について、JESCOへの処分委託が行われること、その後、速やかに当該PCB廃棄物がJESCOに搬入され、適正に処理されること。この3点をもって期限内の処理完了に向けたステップとしております。先ほどご説明しました4点について、それぞれのステップを確実に進めていくための措置を講じたというものでございます。

次のページの課題については、前回もご説明しておりますので、省略させていただきたいと思っております。

9ページをお願いいたします。

PCB廃棄物処理基本計画の変更についてです。

先ほどご説明しましたとおり、今回の法改正を受けまして閣議決定の計画にしておりますが、内容面についても充実しております。

さらに1枚おめくりいただきまして、10ページからでございます。

PCB廃棄物処理基本計画の概要についてということで、今回の法改正を受けまして、7月26日に変更しておりますが、基本計画の章立てとしまして、第1章、第3章、第5章について新たに加えて、基本計画の変更を行っております。

まず第1章として、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する基本的な方針を新たに定めました。今回の法改正におきまして、高濃度PCB廃棄物の処分の義務づけなどを行った関係で、高濃度PCB廃棄物を新たに定義いたしました。これまでも、JESCOで処分していたものと同等のものを扱っておりましたが、こちらを改めて高濃度PCB廃棄物ということで法律にも定義し、具体的には、その中に含まれるPCBの濃度が0.5%を超えるものということで定義しておりますが、これまでJESCOで扱ってきたものと方針を変えるものではありません。この高濃度PCB廃棄物はJESCOにおいて処理すること、それ以下の低濃度PCBについては、民間事業者を活用して処理していくことを基本とするということを変更して定めております。

また、高濃度PCB廃棄物については、計画的処理完了期限に処理をするということも基本計画に定めております。そして、今回の法改正で処分期間を設けておりますが、この末日がそれぞれの計画的処理完了期限の1年前になっております。その期限内に処分委託を行わなければならないということも計画に明記いたしました。

また、低濃度PCB廃棄物につきましては、平成39年3月31日までに処分委託を行わなければならないとしています。

そして、このPCBの事業に関してさまざまな方のご協力をいただいておりますが、保管事業者、所有事業者、処分業者、収集運搬業者、製造者、国、地方公共団体の役割分担を明記しております。

続きまして、第2章につきましては、以前からございましたが、PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みを記載しており、今回新たに内容を拡充したものとしましては、今後、処理の見込み量を設けまして、これを毎年度公表するというようにしております。

これにより、PCB廃棄物の処理事業が間違いなく進んでいることを確認できるようにしていくこととしております。

次に、第3章として、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に推進するために必要な措置に関する事項ということで、新たな設けた章です。

この章は、今回のPCB特措法の改正に当たりまして、有識者の先生方にご議論いただいた内容として、期限内処理を確実にするために追加的に必要な措置としてまとめたものを設けております。

具体的には、高濃度PCB廃棄物使用製品の掘り起こし調査の重要性について記載しております。

まず、都道府県市における掘り起こし調査の終了の目標期日を策定することが重要であるということ、必要な場合の立入検査の法的措置を活用することが必要であること、また、その取り組みに向けては、PCB廃棄物早期処理関係者連絡会の活用による関係者の連携強化が必要であるということが書いておられて、これらについて国等も支援をしていくということになっておりますが、具体的には特別措置法、電気事業法の届け出の情報共有、データの一体化などに取り組んでいく必要があるということが記載されております。

また、都道府県市の行政代執行につきまして、代執行が円滑に行われるよう支援が必要であるということが記載されており、具体的には製造者への資金出捐その他の協力要請が必要であるということが規定されております。

また、低濃度PCB廃棄物使用製品につきましては、今後の実態把握、処理体制の充実等が必要であるということが規定されております。

次のページに進んでいただきまして、第4章につきましては、PCB廃棄物の処理に必要な体制に関する事項として、従前どおり規定しております。

第5章は今回新たに追加したものでして、政府が保管事業所としてPCB廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項でございます。こちらは、PCB廃棄物の期限内処理に向けて政府がみずから率先して取り組む必要があるということで、具体的には、各省庁がその所掌事務に係る施設、事務所、事業所において、みずから保管所有している高濃度PCB廃棄物等の率先処理に当たって実行計画を策定する。また、その計画の実施状況を毎年度公表することとしております。

こちらを受けまして、先週、11月10日には関係省庁連絡会議を局長級で開催させていただきまして、ことし中に各省庁は実行計画を策定し、その状況を報告していくということを取り決めるなどして、取り組みを着実に進めているところでございます。

最後に、第6章としまして、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関して必要な事項として、この計画の進捗状況を少なくとも1年ごと、必要に応じてさらに短い期間で点検を実施することとしております。また、期限内の達成が困難と認められれば、さらなる追加的方策を講じることをちゅうちょせず、本計画の見直しを行うこととしております。

この取り組みで法的な制度等が整ったところですが、国におきましては、PCB廃棄物処理の推進に当たりまして、できる限りの措置を講じていくということで、来年度の予算等も拡充して、できる限りの支援をしていきたいと考えております。

本日は、来年度のPCB関連予算として、一部、重立ったものをご説明させていただきます。

まず、PCB廃棄物適正処理対策推進事業でございます。

この事業は、国におきまして、PCB廃棄物処理の方針を検討するために調査などを行う事業として設けているものでございますが、来年度としましては、2億3,000万円を増額要求をしております。ただし、増額した内容につきましては、さらに速やかな実施が必要であるということで、今年度の補正予算にて同様の内容を措置しているところでございます。

具体的な事業概要といたしまして、地方自治体が行う掘り起こし調査の効率化、早期完了に向けた取り組みとして、右側に書いております4点を措置することとしております。

具体的には、地方公共団体の掘り起こし対象事業者からの調査実施に係る相談対応のための専門家の派遣を行い、現場に出張して直接支援をすることにより、調査の効率化、早期化を図るということでございます。

2点目として、掘り起こし調査結果を集約し、これらをインターネット等を通じて公開することにより調査の進捗状況を管理するものでございます。

3点目として、掘り起こし調査結果から新たに把握されたPCB廃棄物等の種類、個数、所有保管業種等の解析を行い、未把握廃棄物等の残存量の推計を行うということとしております。

また、掘り起こし調査及び事業者指導に向け、PCB使用製品の製造者、電気保安関係

事業者等の関係機関との連携体制構築強化のための連絡協議会の開催ということで、これは従前から行っておりますが、この予算を通じて引き続き実施していくものとしております。

また、低濃度PCB廃棄物につきましても、基本計画に定められた取り組みとして処理体制の充実、または実態把握についてもこの予算を通じて実施していくこととしております。

1枚おめくりいただきまして、PCB廃棄物対策推進費補助金でございます。

こちらの予算事業では、PCB廃棄物等の処理に当たりまして、その資金力の弱い中小企業用等の処理のための支援、具体的には処理費用の70%を補助すること、また個人には95%の補助をすることをこの事業で行っております。

また、立地自治体の皆様におかれましては、PCB廃棄物の処理が安全かつ確実に行われることを確保するための環境整備に対する事業を、この事業を通じて補助を行わせていただいております。こちらにつきましては、来年度も予算を同額要求させていただいております。10億円の要求をしております。加えて、今後、行政代執行を行っていくための支援をするための基金を造成するというので、1億円の増額要求をさせていただいております。こちらにつきましては、国とPCBの製造業者が基金を出捐いたしまして、その資金をもって代執行を行うということで、実際に代執行を行っていただきました都道府県市にその支援を行うものとして、右下のスキームを予定して検討しております。

さらに1枚おめくりいただきまして、PCB処理施設整備事業でございます。

こちらは、高濃度PCB廃棄物を処理していただいているJESCOの施設に対する補助事業でございますが、2年前のPCB廃棄物処理基本計画の変更に伴いましてJESCOの処理期限が延長されたものでございますが、施設の老朽化を防止するため、長期保全計画に基づいて施設を補修、改修していく予算をこちらで確保しております。

来年度の予算といたしまして、37億円の要求でございますが、そのうち20億円につきましては、早急な対応が必要ということで、今年度の補正事業で同等の事業を既に措置しているところでございます。

来年度におきましても、本年度と同等の措置を長期保全計画に基づいて円滑に実行していきたいと考えております。

次のページに進んでいただきまして、PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業費でございますが、こちらにつきましては、今年度と同等の30億円の要求をしております。PCB廃棄物の処理事業が期限内に完了された後、速やかにこの施設の除去・原状回復を行うための費用を現時点から積み立てていっているものでございます。

最後に1枚、資料が分かれてしまっておりますが、資料3のLED照明導入促進事業についてご説明させていただきます。

こちらは、来年度の新規の要求としまして、右下にある事業を新規要求させていただいているものです。

事業自体は今年度もあるもので、16億円の予算事業でございましたが、新たに10億円の増額要求をしまして、PCB関連の予算はこのうちの8億円となっておりますけれども、これまで、照明器具として使われているもの、特にPCBが含有されているものは40年以上前のものになりますが、こういうものはエネルギー効率の観点からも速やかに交換していくことが重要であるとされております。

この交換の際に、より高効率なLED照明に交換していただくことで、低炭素社会の実現にも資するということになっております。特に、PCB廃棄物の処理に関しましては、この事業を通じて円滑に廃止していくということを促進されるものということで、特に補助率を2分の1に上げまして、ほかのものに比べての補助率を高めに設定し、処理をより促進していきたいと考えております。

特に、安定器の処理につきましては、先ほどの進捗率のところでも、これからの加速が必要であるところがございますので、国としましても、こういう事業を設けることによって処理を促進していきたいと考えております。

私の説明は以上でございます。

#### 【副委員長】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

#### 【〇〇委員】

幾つか質問させていただきたいと思います。

PCB廃棄物の見込みを把握するということが今ごろ出てきているのですが、PCB廃棄物の総量を幾らぐらいと捉えられていて、その中で、今また把握をされようとしているのか。最初から総量がどのくらいあるのですかということをお私以外の委員も聞かれていると思うのですが、その辺のところはずっと不明確なままで進んできて、やっとここにきて残存量を推計するというところまで出てきておりますが、遅過ぎる感じがします。

それから、PCBを見つけるに当たって一つ提案があるのですが、解体業者を大きなスキームの柱の一つにしてやっていただければと思うのです。多分、今までも解体業者の人たちがわからないままぼんぼんと投げて、産業廃棄物として処分していたというものがかなりあると思うのです。今後、残ったものの中で、解体業者の人たちにこの部分についてはきちんと処理をしていただきたいという協力をいただいて、建物等の解体についてもきちんと見きわめて、こういう業種の人もいるのか、こういうところもあるのかというものを見つけ出して、そういう人たちと一体となって探し出すということが必要なのです。これは、私は最初からずっと言っているのですが、どうしても偉い人たちが机の上で、頭の中で考えるだけだからなかなか進まないし、わからないということになると思うのです。

それだけは避けていただきたいのです。

また、低濃度PCB廃棄物の処分についてです。

これについては、なかなかわからないのです。私どもの施設もわからなかったのと同様に、わからないところが結構あるのです。それに対して助成金が全くありません。そして、検査費用も業者によって全くばらばらです。低濃度PCB廃棄物について調べたら、平成14年くらいに低濃度PCB廃棄物の処理をする会議が東京で開かれて、それが最後という感じになっています。そのときに、検体費用を5,000円ぐらいにまとめましょうということがされています。たまたま私どもの身近な施設で低濃度のものがあって、3体検査するのに15万円、処分するのに130万円、それを処理するのは高濃度のようにないわけです。先ほど言われたように、民間業者に任せると、1社で150万円ぐらい、それを何社かやっていると100万円になるということです。弱小企業にとって、何十万円というのは大きいですし、検査するのにも十何万円もかかるということで、それは全然理解できないです。低濃度であっても、高濃度であっても、本当に掘り下げて、実質的になくそう、この地球上からなくすためにはどうしたらいいかということを経験的に持って進めていかないことには、また見つかりました、最後に国の施設であっても、もう報告したからと思っていたらなかった、また出てきた、それが漏れてしまったということがきくと起こるわけです。

そういうふうにはさせないために、地べたにはいつくばっている弱小業者の人たちと一緒にになって、どうしたらいいかということを考えてくださいとずっと言っているのですが、立派な文章で、立派なPCBの法律ができた以上、それが実質的に機能して、この世の中からPCBがなくなるということが第一義なのです。そのためにはどうしたらいいかということと一緒に考える体制をつくり上げていかない限り、もう処理をしたから終わっていますということでペーパー上で終わってしまうのだと思います。

よろしく申し上げます。

#### 【副委員長】

今、三つお話しいただいたのですが、最後のことはかなり入り組んだ話なので、まずは総量に対して、これから掘り起こしで見つけようというものも含めて、総量は幾らで見積もって行って、どのくらい見つかる可能性があるのかというお話ではないかと思います。それは、環境省のほうでどのようにお考えですか。

#### 【環境省】

まず1点目のご指摘はごもっともです。まず、今回、基本計画を変更させていただく際に、現状、法律の届け出だけではなく、JESCOの現場でもいろいろな営業部隊の方々に頑張ってもらっていて、把握をしていただいております。当然ながら、都道府県市の皆様からのご協力もいただいて、現地のPCBの量を把握していただいております。その現状

の量を積み立てたものを基本計画の中で票としてまとめてさせていただいております。ただ、これが総量であるのかというと、そうではないというのはおっしゃるとおりでありまして、ここから掘り起こし調査を進めていく必要があると考えております。

その総量をどのくらい見積もっているかということですが、まず、掘り起こし調査を自治体内で全て完了している北九州市のところでは、当時の届け出量で把握されていたものの、さらに1割の量が掘り起こしで見つかったということがありますので、そういうものは当然あり得るだろうということは想定しておく必要があると考えております。

ただし、その一例のみをもって日本全国全てが同じだということではありませんので、まずは掘り起こし調査を迅速に、速やかに終わらせることが必要になってきます。それを行っていく上で、今回、基本計画におきまして掘り起こし調査の完了期日を定めて、それに対して国で進捗管理をしていく、必要な支援をさせていただくということを規定しております。ですから、こちらについて速やかに期日を明らかにして進めていくことが重要であると思っております。

#### 【副委員長】

今の話はよろしいですね。北九州で10%ぐらいです。北海道はもう少し少ないと思います。

解体業者が話はそのとおりですね。実際に解体業者は、持ち主がわからない状況で、電球を外して、それを確認しないで捨てるか、チェックするかで、それはご指摘のとおりだと思います。

最後の話は、低濃度PCB廃棄物ということですが、事業所でよく見過ごされているものの中に高濃度もあるのですが、〇〇委員がおっしゃるのは低濃度PCB廃棄物ですね。

#### 【〇〇委員】

たまたま身内でそういうものが発見されたものですから、いろいろ調べてみたのです。調べてみればみるほど、低濃度PCB廃棄物については全くおざなりになっていることがわかったのです。低濃度PCB廃棄物も高濃度PCB廃棄物と同じように、この世の中からなくすということをもっていろいろな法律ができていくと思うのです。ですから、それと同じようになくすためにはどうしたらいいかということに知恵を絞らないと、低濃度がどれだけ広がっているかという知識が事業者においても無いと思うのです。

#### 【副委員長】

環境省の資料の11ページの第4章の2番目のところに、低濃度PCB廃棄物の処理の推進のための都道府県による許可制度、それから多様化とあるのです。具体的に言うと、事業者がたくさん参入してコストを下げたいというのが一つの要望だと思います。この第4章の中身について、何かございますか。

### 【環境省】

副委員長がご指摘のとおり、現在、無害化認定を受けた処理施設が30施設に増加しております。これは、今後も増加する見込みで、現在、続々と承認申請をいただいております。これにより、個別の相場については民間事業者の中での民民の取り決めとなりますので、我々としては、幾ら幾らということを上申することはできませんが、処理費用については確実にコストが下がってきていることは確認しております。

まずは、ここの処理体制を充実して多様化していくことによりコストを下げていくということを国として進めていきたいと考えております。

また、ご指摘の測定につきましても、今回は基本計画で信頼できる測定業者の確保が重要であるということも明記させていただいており、高濃度と違いまして、銘板を確認すればよいというものではございませんので、委員がご指摘のとおり、分析が今後重要になってくると考えております。

そのための分析に係るワーキンググループも設けて検討を進めておりますし、低濃度PCB廃棄物の処理につきましても、高濃度とは違った課題、問題点といろいろ難しいところがありますので、それについても今年度内に新たな検討会を立ち上げて検討していくことを決めております。取り組みが遅いという叱咤激励もいただきながら、そちらのご指摘は真摯に受けとめて取り組みを進めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

### 【副委員長】

個別でやるよりは、グループでとか、一斉に発注し出すと料金も下がりやすいと思うので、今の時点ではそういうところを待つしかないと思います。いろいろな取り組みはされているということですね。

### 【〇〇委員】

話が見えないのですが、環境省のほうで具体的につかんでいるものを公表してほしいのです。

まず、現在までにJESCOも含めて、企業も含めて処理されたPCBの量が幾らあるのか、それを正確に把握しているのか。それがわかるのであれば出してほしいのです。また、明らかに事故等で漏れてしまってどうしようもないということがはっきりしているものが幾らあるのか、そういうことがはっきりすれば、移入の総量がある程度わかっているわけですから、その差が、これから努力しなければならない問題になりますね。

その中で、今、〇〇委員も指摘されていますが、高濃度のPCBと低濃度のPCBのものというのは、生産の過程で把握されているのではないかと思います。高濃度のものがどこまで追求されているのか、低濃度は本当に漠としてわからない状況の中で、純粋なP



ＣＢに換算するとこのぐらいあって、しかし実際に把握されているのはこれだけだという問題をはっきり提案していただきたいのです。

今の話は、かゆいのか、痛いのか痛くないのかがわからない話を延々と繰り返しているように感じているのです。ですから、明確にはっきりしているものをしっかり出してほしいのです。私の要求はそれだけです。

**【副委員長】**

北海道事業所の話に絞りますが、今の時点で15県で、それぞれ処理見込みのものがあります。これは、本当にわかっているものだけですが、処理見込みというか、処理済みというパーセンテージが途中で出てきますが、それプラス何%くらいというのが先ほどのご質問で、それが10%なのか、5%なのか、20%なのかというところはいろいろ議論があるということですね。今の時点で事業所で処理計画をつくっているのは、今の時点で把握しているものであって、掘り起こしでそれが10%くらいふえるかもしれないということですね。北九州のほうはふえたということです。それを全てプラスして、輸入量、生産量という数字と合うかどうか、その辺は環境省のほうで検討されていることがあるのですか。ベースの合わせ方と言うと変ですけれどもね。

**【環境省】**

ご指摘、ありがとうございます。

最終的なPCBの油としてどのように処理されているか、製造されたものに対してどうかというところは、これまで、過去にも何度か調査をされて、製造、輸入されたものからどれくらいのが紛失して、今、どれだけのものが把握できているのかという調査などは行われていますが、その総量を確実に把握するのは非常に難しい状況です。

ですから、今、基本計画のところで定めているのは、具体的には大型変圧器、大型コンデンサー、安定器、小型変圧器コンデンサー、その他の汚染物ということで、製造された製品のもとでの重量なり台数なりで把握をして、それを確実に処理していく、それが現在どれほどあるのかというところを掘り起こして全体像を把握するというところで、まずは確認されているものを確実に処理していくという計画にさせていただいております。

ご指摘のところは全くそのとおりだと思いますので、その点についての調査をこれから深めていくというところをまとめていかなければいけないと考えております。

**【副委員長】**

私がフォローするのは変ですが、現実的に考えると、それしかないです。実際に市中に回った機器の数を見つけて、その出荷数は企業が持っているので、そちらをベースに出荷したのに対してどれくらい回収できたかと追うほうがいいと思います。一つ一つに入ったPCBの濃度は違うので、それを積算して全て足し算するよりは、機器の数で追ってい

ったほうが良いと思います。

ただ、先ほどモニタリング結果で出ているPCBの大気中の濃度は明らかに漏れたものですので、相当量は漏れているということです。いまだにあちこちに残っているものが季節によっては高くなったり、それは全くなくなっているわけではなくて、環境中にずっと残っているので、環境中に残っているものをこれ以上ふやさないということしか今の時点では対応のしようがないと思います。これは、なかなか難しい問題だと思います。

ほかに、今のことについてご意見、ご質問はありませんか。

#### 【〇〇委員】

今、〇〇委員は見つけたと言われました。それは、いろいろなところであると思いますが、どういうふうに見つけるのでしょうか。それは、行政のほうから言ってきてくれるのか。多分、知らないと思うのです。それをそのまま廃品に出せば、そのままPCBが漏れていくことになります。そういうところのやり方ですね。

また、〇〇委員のほうで、検査、分析したと言いましたね。分析するというのは、PCBはいろいろな方法がありまして、簡易の分析から、非常に精密な分析までありますが、それはどういう分析を要求しているのか、そこがちょっとわからないのです。物すごくお金がかかったみたいですね。一体何をしなければいけないのかと思っているのです。

#### 【副委員長】

後半は、民間の分析機関は市内にもありますけれども、そういうところに分析を依頼したということですね。現場に行って測定する場合は、先生がおっしゃるとおり、簡易測定法があるのだと思います。ただ、最終的には公定法で測定して、0.5%ですか、低濃度と高濃度を分けなければいけないので、簡易測定法の一時的なところと最終的な2段階があると思います。道庁からでもJESCOからでも補足があればお願いします。

個人が見つけたときに、トランスを見つけて、その中に入っているかもしれないというふう考えたときに、どこに相談すればいいのかということだと思います。そういう相談の窓口はあるのですね。

#### 【事務局】

そういうご相談はたまにあるのですが、私どもとしては、特定の機関をお答えするということはできません。インターネットでPCBの分析ということで、北海道、札幌、室蘭という検索ワードを入れていただいて検索していただけませんかというところまでしか今は言えていない状況です。

#### 【副委員長】

それが足りないのではないかというご意見はあると思います。

## 【〇〇委員】

たまたま私どものほうで見つかったのは、解体する業者が事例を把握していたものだから、それで検査してくださいという感じだったのです。その検査に当たっても、今お答えいただいたように、どこにご相談していいかわからないのです。インターネットにこれだけありますよと言いますが、そこがどれだけの値段なのか、民間だから安くなるだろうというのはとんでもない話で、非常に高い金をつかまされた、そういうガイドラインすらないわけです。それは全て民間に任せておいて、民間でやってくださいと。たまたま今回は業者の人たちがわかったからいいけれども、わからなかったらそのまま処分してしまう、そのほうが多いと思うのです。

ですから、きちんとこれだけの予算をつけるのであれば、その中にきちんと道が検査します、うちに持ってきてくださいというふうにして、道がやるなり、自治体がやるなり、環境省がやるなりして、これは幾ら以内で抑えます、1万円なら1万円、5,000円なら5,000円と。当初は5,000円という検査が出ていたのだから、それに合わせるようなことがなぜ出てこないのか。

私は間違っているかもしれませんが、5,000円をめどにやりましょうというふうに平成14年に出ているのです。それなのに、15万円かかる。それは民間に任せていけば安くなるなんてとんでもないです。わからない人が行くのですから、ぼられてしまいます。

簡易にできるということはあると思いますが、それができない、全くの素人がそんな判断はできません。そして、勝手に民間にやってください、民間にやってくださいと投げたおいて、見つかったら自分で処理してください、それもまた民間でやってください、最初に見積もりを業者の言われるままで150万円ぐらいと。それが私のほうに相談があったものですから、それは合見積もりなりをやってくださいということで、50万円ぐらい下がって100万円になる。弱小企業にとっては100万円だっというとんでもない話です。それならもう投げてしまったほうがいいとか、そのまま垂れ流してしまった、ああごめんなさいで終わることになると思うのです。

それをきちんとやるために、自治体などが指導をとっていくのです。その指導をとっていく部分に対して環境省が自治体にお金をおろす、そういう仕組みに持っていかなければいけないのです。何でもかんでも民間にやってください、民間にやってくださいということで、真面目な者だけが高いものを払わされているのです。そうではない人は、気づきもしないでぼんぼん捨てているのです。その人たちは、お金もかからないし、罰も科されない、それではなくなる方向には行かないのです。

ですから、低濃度であれ、高濃度であれ、きちんと検査して、私のところに言ってください、では伺います、それでこれはそうですというところまで持って行って初めてなくなるのだと思うのです。それは環境省でもぜひ考えていただきたいと思います。

**【〇〇委員】**

今の〇〇委員のお話の一つ足しますと、今、予算の問題が随分出ています。例えば、委託されている業者から申請すれば、そこに予算が出ますというシステムをつくれば、よりはっきりしてくると思います。お金の使い方もはっきりしてくるし、見つけやすいし、みんな真剣になります。

一番最初に質問したことをもう一度確認しますが、結果として、数字は出てこないのです。それは二つあるのです。高濃度の問題については、電気事業法とか、いわゆる産業界との関係で、割とつかみやすい状態でやれるという感覚がずっとありました。ところが、物事がどんどん進んでいくと、家庭電化製品まで含んで、社会生活の中に深く浸透しているということがわかってきました。それが今回の法改正の一つの底流にあるわけです。そうすると、当然、掘り起こしの観点だって、いわゆる電気事業法とか産業界での大きなレベルで高濃度のものを使っているところの探し方と、社会生活の中に非常に深く浸透しているところの探し方は違うと思うのです。その観点をもう少し整理したほうがいいと思います。

私は、過去にいろいろな提案をしていますが、本当に国民の力をかりてやらなければいけないという考え方でやらなければいけないのです。今、予算の額を見て私はがっかりしています。金の使い方が違うと思うのです。ここはその議論をする場所ではないですが、我々はそれを真剣に考えているということをお伝えしたいです。

それをやる立場に立っている人たちの観点をもう一度掘り下げてほしいと思っています。

その点では、〇〇委員が具体的に経験されたことによりいろいろなヒントが入っています。同じ予算を使うのだったら、そこに予算をつけることによって光が当たってくる可能性があります。

**【〇〇委員】**

低濃度のものが見つかったときに、分析するというのはどういうことですか、それがよくわからないのです。あれは燃やすだけですからね。

**【副委員長】**

事務局からお願いします。

**【事務局】**

高濃度と低濃度の分け目は、油の濃度で言うと5,000ppmなのです。ただ、実際にトランスやコンデンサーに入っている油の濃度でいくと、大体1桁ppmの油が含まれているものが多いです。どこまで低濃度だったらPCB廃棄物ではなくなるかというのが

0.5 ppmの濃度まで薄ければ、それはPCB廃棄物ではなくて普通の産業廃棄物として処分していいというのがあります。ですから、感度としては0.5 ppmを保てる程度まで、その精度で分析できれば足りるということになります。

**【副委員長】**

それをしないと、行先が違うということですね。低濃度PCBの処理施設に行くのか、産廃施設に行くのかは行先が全然違うので、コストも違うと思います。ですから、測定はしなければいけないと思います。

**【〇〇委員】**

そういうことをやっていたら、何もできなくなると言っているのです。そんなばかな話はこの世の中にはないのです。

**【副委員長】**

ただ、PCBの処理の経緯から言うと、同じ焼却でもPCB廃棄物の焼却の話と産業廃棄物の焼却の話はかなり違います。それもあってもこういう状況になっているので、法律上は、0.5 ppmという低濃度でも境目をつくっているということです。

皆さんからご意見をいただいておりますが、私も円卓会議は長いですがけれども、前から出ている議論で、紛失しているものがあるのではないかと、もう少しきちんと見つけたほうがいいのではないかと話がありました。環境省が各都道府県と連携してやるという体制をつくっていただいているのは間違いありませんが、そこから先のディテールのところが、委員が思っているイメージ、自分の事業所で見つけたときから先のプロセスですね。処理施設に行ってしまったら、そこから先は絵に描いているとおりで、そこに行くまでの困難さはかなりあるので、コストの話も、そんなにかかるのだったらやるよという方がいるという話もあります。多様化というのはそのところだと思いますが、事業者の方が見つけるためにどうしたらいいのかというメニューをふやしていただく必要があると思います。

委員の皆さんのご質問に100%答えることは難しいと思いますが、そういうところを円卓会議の中でずっと意見として出ています。その辺はもう一度ご理解をいただきたいと思います。

ほかの委員から、今の関連でご意見、ご質問はありませんか。

**【〇〇委員】**

関連ではないのですが、JESCOの報告で、活性炭の吸着の問題で、PCBが活性炭の装置の中の後ろに流れているということで、我々は活性炭を吸着していないのではないかとこの考え方で質問しました。その結果、実験、検証をしたのだけれども、我々として

十分に満足の得られる、そうかと言える回答は出なかったのです。そのままに時間がずっと経過しています。きょう、特別にご報告いただかなくていいのですが、僕らとしてはずっと気にかけてきたのです。僕らなりに各工場の設計要件とか処理要件を見ていて、これは各工場ですべて違うのではないかという問題を感じ始めていました。これは忘れないようにしていただきたいのです。

これは、室蘭独自の問題として、もし物事が進んでいるのであれば、次回でも次々回にでも報告していただきたいし、これは改善の余地があるのか、ないのか。

今、皆さんの努力で工場の処理によって量の大きいPCBが漏れるようなことが起きていないので問題になっていないけれども、

万が一、何か起きたときに活性炭の吸着が予定の能力を発揮していないという状況が生まれたときに、もしかしたら困ることが起きるのではないかという心配を我々は持っているのです。そういう状態が実際に我々の指摘ではなくて、工場の側の報告であったのです。その後、実験結果が出たのですが、僕らの納得のいく説明ではなかった。そういう点で、その後のことを含めて忘れないようにしたいということも含めて発言したのですが、どこかで機会をつくってください。

#### 【事務局】

今の活性炭の件は、JESCOのほうで継続していろいろと調査研究させていただいております。真鍋先生や〇〇委員に個別にご相談しながらいろいろやっております。専門的なことになりかねないものですから、JESCOのほうでなるべくわかりやすい資料をつくっていただいて、委員の皆様方にご提供するということは、今、JESCOと私どもで検討しておりますので、またお知らせできる機会があると思います。よろしく願います。

#### 【〇〇委員】

私は、この委員になってからの年数は浅いのですが、市民目線でお聞きしたいと思えます。

先般、札幌の学校でアスベストが学校で発見されまして、給食などいろいろなものに差しさわりがあったということで、最近、やっと解決したような報道を受けておりますが、PCBを市民の立場で見たときに、どの程度市民に与える影響、道民に与える影響が出てくるのかどうか。

はっきり申し上げますと、私は連合町会代表で来ておりますが、例えば、うちの連合町会や町会のメンバーにPCBの話をしますと、ほとんど関心を示さないのです。JESCOや室蘭市からいろいろな便りが出てきますが、ほとんどの人は、「ああ、そういうのが回覧板で来ていますね」という程度で、中身は見たことがないというのです。中身は非常に難しいということと、数字が細かいです。今お話しされている円卓会議のメンバーは専

門家の方もいますので、専門家目線でお話をされているから、その中で環境省の方も道の方も理解して話をされています。きょうは伊達の方も来ておりますし、登別の方も来ておりますが、多分、市民の方はこのPCBに対してほとんど関心がないです。先ほどあったように、掘り起こしなどいろいろなことで問題がありますとか、もう何年になりますという話をしていますが、その辺をもう少し市民もしくは道民の方々に訴えていくような方法ですね。アスベストとはこう違いますとか、ベンゼンはこうなりますとか、70年間吸って10万人に一人ががんになりますという話がありましたが、そうであれば一般の市民に関係なくはないと思うのです。これが本当に安全・安心なのかとか、そういうものではないとか、いろいろな意見があると思うのです。この間、北九州のときもそのあたりでかなり紛糾していましたが、もう少し市民のことを考えていただきたいのです。もちろん業者のことも考えなければなりません、業者の目線で考えて、業者はお金がないからできないとか、100万円かかるとか200万円かかるとかね。

また、市民がこぞってこれらをしなければならないところで、それに国や道の税金をつぎ込んでいいものかどうかという論議がされていないような気がするのです。環境省は環境省でこういうことをやっています、環境整備のために室蘭市には幾ら出しているということがあるようですが、それ自体も市民はわからないのです。

一例を挙げますと、今、室蘭市に環境科学館ができて、それに整備基金が入っているという話ですが、ほとんどの市民がわかっていない状態で進められています。

ですから、もう少し道民、市民に訴えていくようなPCBの処理のあり方を考えていただきたいと思っています。

#### 【副委員長】

ありがとうございました。

私は円卓会議にはずっとかかわっているのですが、確かに、基本的な説明がされたことがしばらくないと思います。今、委員のご指摘がありましたし、新しく委員になられた方もいますので、道庁も環境省もホームページに幾つかの資料があると思いますので、市民、国民向けにこういう説明をしているという事例をお示しいただいて、場合によっては環境だよりの後ろに1枚つけて、PCBはこういうものであるということを示すことは可能かと思います。ご検討いただきたいと思います。

ほかにありませんか。

#### 【〇〇委員】

今お話がありましたように、私のところもお便りが町内会の回覧板で入ってくるのですが、ほとんどの人が見ていないというのが実際です。私は、こういう会議に出席させていただくことによって気がついたのは、結局、PCBの問題は、個人的なものではなくて、企業問題なのです。ですから、上の会社同士で取り組まれているのだと思うのです。安

定器の関係で身近に感じたのは、今回、漏れたということもありますが、それによって危険度がわかって、少し関心が増したところがあると思います。ここに参加するようになってから、意識して見るようにしていますが、なかなか理解できておりません。

**【副委員長】**

ありがとうございました。

それでは、最後に、参考資料2についての説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、道から、参考資料2の平成28年8月に道内で発生したPCB使用安定器からの漏えい事故の概要という冊子をつくっておりますので、それをごらんください。

上半分の1件目は、羽幌町の公民館で発生したものです。下の2件目は、道の出先機関の足寄で漏えい事故が発生したものです。幸い、いずれも人への健康影響は認められませんでした。公共施設におけるPCB安定器は、平成12年に国の閣議了解において平成13年までに交換することとされていたもので、いずれの施設も過去の調査では全てのPCB使用安定器は回収、交換され、残存しないものとされておりました。しかし、ないはずのところであって、しかも漏れたという事故を受けまして、再度、点検したところ、羽幌町の施設では新たに4個見つかри、道の出先機関では足寄出張所で12個のPCB安定器が、依然、使用されていたということが判明したものです。

ないとされていたPCB安定器が残存していたのはなぜなのかということで調査を行いました。時間も経過しており、文書も保存期限が過ぎてしまっていて廃棄されて、記録がないとか、当時の関係者に聞き取り調査も行ったところですが、記憶も失われているという状況から、詳細については不明な状況でございました。

いずれにせよ、このような事故の発生を踏まえて、道では9月に警察や地方独立行政法人、道総研や札幌医科大学なども含む道の全部署に再点検の通知を行うとともに、市町村にも同様の通知を行ったところでございます。

通知の中では、今回の事故を踏まえまして、これまで調査なしとしている場合であっても、改めて全数を直接確認すること、また、道が直接管理しないで、指定管理者が管理する施設や、山奥の無人の施設や倉庫も含めて確実に管理すること、そして、使用中の機器があった場合には速やかに交換、そして適正処理することについて改めて徹底することとしております。

点検の件については、ただ通知するだけではなく、フォローアップも考えておまして、今後、改めて調査を実施する予定でして、施設ごとに点検者、点検日、点検方法等について具体的な実施状況についてそれぞれの部署から回答を求めていく方向でございませぬ。

以上でございます。



**【副委員長】**

ありがとうございました。

先ほどから出ている話題が実際に北海道で起きているということですね。

市民目線で〇〇委員や〇〇委員にお話しいただいたのですが、実は身近にあって、小学校、公民館、あるいは事業所には見逃されているものがまだ幾つかあるということです。やはり、私ども市民目線でもPCBは周りにあるということを認識して、その上で、できるだけ早く見つけるということを行政としてしなければいけないと思います。

**【〇〇委員】**

平成13年までの取り外しで保存しているものもあると思うのです。先生の大学に保存しているものがあると思います。

**【副委員長】**

あります。

**【〇〇委員】**

そういうのはちゃんとやらないと、それを忘れてしまうということが非常に多くなります。私はそっちのほうが多いのではないかと心配しております。

**【副委員長】**

実際にうちの大学にはあります。生方の実験に使ったトランスの中にも高濃度のものがあります。一部は保管したままです。それは、逆に言うと国の予算である程度処理費用が賄われるので、申請すればある程度処理ができるというものですから、余り隠す必要もなく、ずっと管理されております。うちの大学でそうなのですから、道内の大学や小学校にもまだ保管中のものがあるかと思っています。室蘭市内にもありますので、依然として保管の問題が重要だということは間違いないですね。

**【〇〇委員】**

最近話題になったのですが、私のところの町会で管理している街路灯は大変な数なのです。それが切れたままのものもあれば、ずっとついているものもあります。ここに町会連合会の方もいるけれども、室蘭市内の街路灯だけでも相当な数があつて、放置されていたり、そのまま使われているものも結構あると思います。

**【副委員長】**

先ほどの資料の中で、関係省庁で把握しているところのPCBは毎年公表するという話

です。逆に言うと、今、皆さんで早急に調査をされて、もう公表しなければいけないというのが決まっているので、これから先は、もう少しデータの把握のために省庁が先陣を切ってやられると思います。そういうことが進むと理解しています。

ほかになれば、本日の議事は終わりますので、事務局にマイクをお返しいたします。

### 3. 閉 会

#### 【事務局】

吉田副委員長、ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、本日、限られた時間の中ではありますけれども、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

この円卓会議も39回目ということで、処理が始まって十数年たっておりますけれども、これまでの円卓会議のいろいろなご議論を踏まえた対応を確認していかなければいけないと思います。また、住民の関心をまた高めていかなければいけないというご指摘もございました。低濃度PCB廃棄物への対応もございます。いろいろな宿題はございますが、いただいたご意見を踏まえまして、今後もしっかり対応していきたいと思っております。

次回の会議は2月の下旬から中旬ごろを予定しておりますので、またご案内させていただきます。ご出席をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上で本日の会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。

以 上